

別記様式

入札及び契約状況表

| 番号 | 1 | 工事（委託業務）名 | 網走国定公園キムアネップ崎野営場改修工事 | | | | 場所 | 常呂郡佐呂間町字幌岩 | 種別 | 森林土木工事 |
|--|---|-------------|----------------------|------------------|--|--------------|----|------------|----|--------|
| 入札方法 | (条件付・制限付・地域限定型) 一般競争入札 ・(公募型・簡易公募型・工事希望型・通常) 指名競争入札・随意契約 | | | | | | | | | |
| 入札公告 | 指名通知日 | 令和5年7月28日 | 入札執行日時 | 令和5年8月22日 13時30分 | | | | | | |
| 予定価格 | 入札書比較価格 | 最低制限価格 | 低入札調査基準価格 | | | | | | | |
| | 12,958,000円 | 11,780,000円 | 11,630,718円 | | | | | | | |
| 入札参加資格者名 (指名業者名) | 入札金額(単位:円) | | | 随意契約 | | | 概要 | | | |
| | 第1回 | 第2回 | 見積合わせ | | | | | | | |
| 岡本建設 株式会社 | 10,300,000 | 12,500,000 | | | | | | | | |
| 北海砂利工業 有限会社 | 10,000,000 | 12,000,000 | 11,000,000 | | | 決定 決定率 93.3% | | | | |
| 株式会社 本田建設 | 13,650,000 | 12,150,000 | | | | | | | | |
| 指名したものの商号又は名称(契約の相手方の商号又は名称及び住所)を公表した日 | | | | | | | | | | |
| 令和5年8月 日 | | | | | | | | | | |
| 資格審査不適合業者(非指名業者)名 | 理由 | | | | | | | | | |
| 契約者名 | | | | | | | | | | |
| 北海砂利工業 有限会社 代表取締役 武藤 大輔 | | | | | | | | | | |
| 住所 | | | | | | | | | | |
| 北見市東相内町628番地3 | | | | | | | | | | |
| 契約金額 | | | | | | | | | | |
| 12,100,000円 | | | | | | | | | | |
| 期間 | | | | | | | | | | |
| 令和5年8月30日 ~ 令和5年12月20日 | | | | | | | | | | |
| 概要 | 随意契約の相手方の選定理由 2回目の入札価格の中で一番安価だった為。 | | | | | | | | | |

一般競争入札
参加資格要件

- ア 発注工事の対応する令和5年度(2023年)に有効な道の競争入札参加資格のうち森林土木工事の資格及び建設業法(昭和24年法律第100号)における建設工事の種類ごとに定める許可を有すること。
- イ 入札参加資格審査申請書等の提出期限の日から開札の時までの期間に、北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領の規定に基づく指名停止を受けていない者であること。
- ウ 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- エ 北海道における森林土木工事の競争入札参加資格がC等級に格付けされていること。かつ契約履行地域にオホーツク総合振興局管内が含まれていること。
- オ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始決定後の北海道競争入札参加資格の再審査結果を有していること。
- カ 建設業法第3条第1項第2号に規定する特定建設業者又は同法第3条第1項第1号に規定する一般建設業者であること。
- キ オホーツク総合振興局管内に主たる営業所(建設業許可申請書別記様式第一号又は別紙二(2)(建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)別記様式第一号又は別紙二(2)の「主たる営業所」の欄に記載されているものをいう。)を有する者であること。
- ク 過去15年間(平成20年度(2008年度)以降)に、本工事と同種又は同類でかつ、おおむね同規模と認められる工事の元請けとして施工した実績を有すること。
なお、共同企業体として施工した実績は、当該共同企業体の構成員としての出資比率が20パーセント以上の場合のものに限るものとする。
- ケ 次の要件を満たす者を工事に専任で配置できること。ただし、建築業法第26条第3項ただし書きの規定の適用を受ける監理技術者(以下「特例監理技術者」という。)の配置を行う場合は専任を要しない。なお、工事1件の請負代金額が、建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第27条第1項に定める金額に満たない場合は技術者の専任は、要しないものとする。
(7) 建設業法第26条に規定する監理技術者又は国家資格を有する主任技術者若しくはこれと同等以上の資格を有していること。
(イ) 入札参加資格審査申請書等の提出日以前に3ヶ月以上の雇用関係にあること。
ただし、合併又は営業譲渡等があった場合は、この限りではない。
- コ 特例監理技術者の配置を行う場合は、次の要件をすべて満たしていること。
(7) 建設業法第26条第3項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者(以下「監理技術者補佐」という。)を工事に専任で配置すること。
(イ) 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。
なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
(ロ) 監理技術者補佐は、入札参加資格審査申請書等の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。ただし、合併又は営業譲渡等があった場合は、この限りではない。
(ニ) 同一の特例監理技術者を配置できる工事の数は、本工事を含め同時に2件までとする。ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの(当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。)については、これら複数の工事を一の工事とみなす。
(ハ) 特例監理技術者が兼務できる工事はオホーツク総合振興局管内の工事であればならない。
(ニ) 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。
(ホ) 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常連絡が取れる体制であること。
(ヘ) 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。
- カ 現場代理人を工事現場に専任で配置できること。
- シ 入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと(資本関係又は人的関係のある者の全員が共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)

【入札説明書別記説明】
ア 本工事に対応する建設業の種類は当該許可をもって入札参加資格を得た土木工事業です。

ク 本工事と同種又は同類で、かつ、概ね同規模と認められる工事は、次の要件を満たす工事です。
国(独立行政法人、国立大学法人等(国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第9項に規定する国立大学法人等をいう。))及び特別法の規定により設立された事業団を含む。以下同じ。)及び地方公共団体(地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。))及び地方住宅供給公社を含む。以下同じ。)が発注した、請負金額10,000千円以上の森林土木工事、一般土木又は造園工事です。

落札金額は、上記入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額となります。